この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate）からご覧いただけます

こども家庭審議会　子ども・子育て支援等分科会（第12回）

令和７年10月20日（月）　10時00分～11時40分

出席委員：
鈴木 みゆき 分科会長
松田 茂樹 分科会長代理
赤坂 緑 委員
石田 明義 委員
岡﨑 奈穂子 委員
奥山 千鶴子 委員
加藤 篤彦 委員
北野 久美 委員
熊谷 俊人 委員
新保 雄希 委員
盛山 利紀 委員
髙谷 俊英 委員
高橋 慶子 委員
手島 恒明 委員
寺尾 康子 委員
徳倉 康之 委員
戸巻 聖 委員
長田 京子 委員
新居 日南恵 委員
松村 淳子 委員
水野 かおり 委員
宮田 裕司 委員
山内 清行 委員
渡辺 弘司 委員

事務局出席者：
こども家庭庁成育局長 中村 英正
こども家庭庁長官官房審議官（成育局担当） 竹林 悟史
こども家庭庁成育局総務課長 西川 由香
こども家庭庁成育局保育政策課長 栗原 正明
こども家庭庁成育局認可外保育施設担当室長 大部 沙絵子

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate）からご覧いただけます

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室長 齊藤 克也
こども家庭庁成育局成育基盤企画課長 横田 愛
こども家庭庁成育局安全対策課長 髙岩 直樹
こども家庭庁支援局総務課こども性暴力防止法施行準備室課長補佐 角野 慎一
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 石田 善顕

○西川総務課長　皆様、おはようございます。事務局でございます。

本日は、大変お忙しい中、皆様、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

一部遅れていらっしゃる方がいらっしゃいますが、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日、第12回の「子ども・子育て支援等分科会」の開催に先立ちまして、まず事務局の方から、傍聴されている報道関係の方に注意事項をお伝えさせていただきます。

配信映像を利用されたい方におかれましては、ただいまの時間から20秒程度の間にスクリーンショットの撮影を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、お時間となりますので、そろそろスクリーンショットの撮影時間を終わらせていただきます。これ以降の撮影はお控えください。

それでは、ここから、鈴木分科会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木分科会長　おはようございます。

ただいまより、第12回「子ども・子育て支援等分科会」を開始いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに事務局から、委員の交代と本日の委員の出欠について御報告をお願いいたします。

○西川総務課長　失礼いたします。

まず、委員の交代について申し上げます。

お手元、本日お配りしております参考資料１、委員名簿を併せて御参照いただければと思います。

今回より、全国知事会の熊谷委員、日本保育協会の新保委員、全国町村会の當眞委員、以上の３名の皆様が新たに御就任をされましたので、まず御紹介させていただきます。

本日、當眞委員は御欠席となりますが、熊谷委員、新保委員におかれましては、後ほど御意見をいただく際に、併せて一言御挨拶をいただければと存じます。

続いて、委員の出欠状況を申し上げます。

本日は、先ほど申し上げました當眞委員の御欠席に加えまして、秋本委員、岡本委員、倉石委員、佐保委員、杉野委員、野澤委員、藤迫委員、松﨑委員、渡邊寛子委員、以上の皆様におかれましては、所用により御欠席となっております。

また、本日、岡本委員の代理として日本助産師会専務理事の黒川様に、また、佐保委員の代理としまして日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長の小林様に、また、杉野委員の代理として全国病児保育協議会副会長の佐藤様に、また、渡邊寛子委員の代理

として保育園を考える親の会顧問の普光院様に、以上の皆様に委員の代理として御出席をいただいております。

次に、会議の成立についてでございます。

こども家庭審議会令第７条第１項及び第３項において、分科会は委員及び議事に関係のある臨時委員の３分の１以上が出席しなければ、会議を開き議決することができないとされておりますが、本日は定足数を満たしておりますので御報告いたします。

続いて、事務局側の人事異動を御紹介させていただきます。

本年９月７日付の人事異動によりまして、成育局安全対策課長に髙岩が着任しております。

その他、事務局の出席者につきましては、時間の関係上、お手元の座席表を御覧いただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○鈴木分科会長　それでは、議題に入ります。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○西川総務課長　続けて失礼いたします。

本日の議題は、お手元の議事次第に記載のとおり３つございます。

まず、議題の１は「令和８年度予算概算要求について」の御報告でございます。次に、議題の２は「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について」、また、次の議題の３は「公定価格について」、それぞれ御議論いただければと存じます。

今回も、それぞれの資料の内容につきましては、事前に各委員に御説明をさせていただいておりますので、差し支えなければ、本日このまま御審議に進んでいただければと存じます。

以上でございます。

○鈴木分科会長　ありがとうございます。

それでは、時間の関係上、事務局からの資料の説明は省略し、議論に入ってまいります。

本日は、３つの議題を一括して議論したいと思います。大変申し訳ございませんが、各委員から２分以内を厳守として、簡潔に御発言をお願いしたいと思います。

それでは、熊谷委員は出席時間が限られているとお伺いしております。初めに御発言をお願いいたします。熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷委員　御指名いただきまして、ありがとうございます。

全国知事会の子ども・子育て政策推進本部の本部長に新たに就任をいたしました千葉県の熊谷でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

参考資料６の17ページ、意見書を御覧ください。

この意見書の中で、全国的な課題等も踏まえ、この場では２点申し上げたいと思います。

まず１点目が、こども誰でも通園制度の円滑な実施、安定的な制度運営に向けた支援についてであります。

現行の額では安定的な運営が難しいという事業者からの声を市町村を通じていただいております。公定価格の設定について、十分な額としていただきたいと思います。

また、制度の開始に向けて、事業所や市町村、県における準備期間を考慮して、公定価格や利用料の考え方、その他事務の取扱いに必要な情報は早期かつ具体的に御提示をいただくとともに、きめ細やかなフォローアップや、事務の簡素化・柔軟化も含めて、事務負担の軽減について検討をお願いしたいと思います。

２点目が公定価格についてです。こども誰でも通園制度の本格開始や職員配置の改善を進めるに当たって、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の給与が他の業種と比較して適正な水準となるよう、職務の専門性や特殊性を勘案し、さらなる処遇改善を図っていただきたいと思います。

また、公定価格における事務費や管理費についても、昨今の物価高騰による影響額を適切に反映していただくよう、お願いをいたします。

また、地域区分の自治体間での大きな格差が安定的な保育人材確保の支障となっております。地域区分の見直しに当たっては、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差にも配慮をいただき、実態に即したものとなるよう、お願いをいたします。

最後に、自治体の財政力によって保育サービスに地域格差が生じることのないよう、全国統一的かつ総合的な取組と確実な財源措置をお願いしたいと考えております。

私からは以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

ただいまの御発言に関し、事務局から何か御発言はございますでしょうか。

○栗原保育政策課長　保育政策課長でございます。

熊谷委員、ありがとうございます。

こども誰でも通園制度の令和８年度全国実施に向けまして、お話をいただいた公定価格の設定をはじめ、自治体へのしっかりとしたサポートを国も一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

また、公定価格につきましても、処遇改善はもちろんのこと、その他全体、特に地域に配慮したような対応というのもしっかりと考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、次に髙谷委員も出席時間が限られているとお伺いしております。髙谷委員、初めに御発言をお願いできますでしょうか。

○髙谷委員　御配慮ありがとうございます。それでは、発言させていただきます。

まず、こども誰でも通園制度に関してですが、資料２の６ページによりますと、来年度からの本格実施を半年後に控えている時期ではありますが、総合支援システム利用者に限られているとはいえ、また、私どもが既に実施している施設のお話を聞くにつけ、ここまでの利用者数については、対象となるこどもの数に比べて非常に少ないのではないかとい

う印象を持っています。制度の趣旨は非常にすばらしくて、新しく財源を措置して実施する意義は非常に大きいと思っておりますけれども、実際現場では制度の認知度がなかなか上がらず、実施する施設側もまだまだ様子見の状況であるというのは、やはり自治体の取組でありますとか施設側のモチベーションに課題があるのではないかと感じております。特に広報でありますとか、今もお話がありました補助の低さ、この辺りに問題があるように思いますので、この点、引き続き、こども誰でも通園制度のほうの検討委員会の中で議論を進め、改善をしていただきたいと思います。

あわせて、同じくこども誰でも通園制度ですが、家庭でのこどもの虐待等が疑われる場合に、施設と自治体等が連携して対応すべきことが今年３月の手引に記載されているのですが、私たちの保育現場の経験からしますと、利用者の中には、施設からこどものあざや傷を指摘されると、次回から同じ施設に行かない、利用しない者、また、あえて連携の取りづらい近隣の自治体の施設へ預け替えをするケース、こういうことが考えられます。そうなると施設側からのそれ以上のアプローチができません。

このようなケースに対応するために、在住する自治体の責任を手引によって明確に位置づけて、広域利用の場合でも、虐待が疑われる場合は必要な情報のやり取りを行って、自治体が責任を持ってこどもを守る必要があると思います。

次に、職員の配置基準の関係です。資料４の11ページにお示ししていただいておりますが、既に３・４・５歳の改善後の配置基準を満たしている施設が９割を大きく超えているという実態、特に４・５歳配置改善加算におけるチーム保育加算を受けている施設への配置加算の不適用、これはぜひ廃止していただくこと。それから、併せて今年度から実施の１歳児の配置改善に伴う、制度とは直接的な関連に疑問があります「保育士の平均経験年数等の要件の撤廃」、これもぜひお願いしたいと思います。

最後に、物価高騰の折、積み上げ方式を確実にするために、適時適切に物価高騰の状況が反映できるようなシステムにしていただければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、髙谷委員の御発言に関し、事務局から御発言はございますでしょうか。

お願いいたします。

○栗原保育政策課長　保育政策課長でございます。

髙谷委員、ありがとうございます。

こども誰でも通園制度につきまして、広報につきましてはこれから本格実施を迎えるに当たり、最重要課題の一つと考えておりますので、事業者向けプラス国民向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、虐待対応につきましても、一定程度手引に示させていただいているところでございますけれども、今、御指摘があったとおり、自治体がしっかりと関わりながら対応していくのがもちろん重要ですので、そういったところで何かできないかというのを引き続き

考えてまいりたいと思います。

また、公定価格につきましては、配置改善の部分につきましては、今年度、１歳児加配加算を設けたことも踏まえまして、改めて実態を調査させていただいている最中でございますので、この結果も踏まえまして、必要な対応を考えてまいりたいと思っております。

物価につきましては、先ほど熊谷委員からもありましたけれども、基本的に公定価格の設定においても一定程度考慮しているところですが、大きな物価変動に対してどういうふうに政府全体で取り組んでいくかというのは引き続き課題として取り組んでまいります。

ありがとうございます。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様から御発言をお願いいたします。本日は、対面とオンラインでの出席者がいらっしゃるので、まずはオンラインの方から御発言をお願いできればと思います。御発言の際は、Teamsの挙手機能で挙手をお願いいたします。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員　御指名ありがとうございます。全国幼児教育研究協会、加藤篤彦です。

３点お伝え申し上げます。

１つは資料の31ページ目、保育所等におけるICT化促進等事業についてでございます。最初のタイトルの「等」についての範囲は、どれぐらいを示していただいているのかということです。私立幼稚園等も含まれているかどうかということです。

（１）のほうに行きますと、「保育士の」と、ここには「等」がついていないので、その辺りがどのように整合性を持っていらっしゃるかということ。

それから、（２）のところですけれども、こども誰でも通園制度におけるICT化の促進についてですが、これはあらゆる幼稚園を含みます幼児教育施設等に含まれると思うのですけれども、ここの費用に関してはこの中に含まれて見ていただけてるかどうかということ。

（６）も「都道府県等」と「等」がついていますけれども、いろいろな研修団体に関しても範囲を持っていただけているかどうかということについての御質問です。

それが１点目です。

今回からビデオでのレクチャーということになっていて、このような細かいことをこの会議までの間に調整することも必要なのかもしれないと思いました。それが２点目です。

３点目ですけれども、53ページです。保育所等における第三者評価改善モデル事業です。ここで事業の目的にある２ポツのところ、第三者評価については、福祉サービス第三者評価という意味でお使いになっていらっしゃるかどうかという確認です。第三者評価は、学校教育における第三者評価もございまして、それは質の改善に十分寄与しているものと認識しているからです。

事業の概要のところで、国研のスケール等を利用というようなことを記していただいていますけれども、行く行く学校評価とのつながりをどう考えるのかというところの評価というものの体系をこども家庭庁でどのように認識していらっしゃって、例えば文部科学省

における学校評価というのは質の改善に寄与しているものです。その第三者評価として私立幼稚園のほうではECEQというものをしている。これが「等」で質の改善評価ということで読み込めるかどうか。あるいは、今後そういった文部科学省の学校評価、あるいは保育所等における福祉サービス評価みたいなものをどう連動させるのでしょうか。国研のほうは数値が出るわけですけれども、今までの評価構築プロセスの中で数値にこだわってはならないのだとうかがっており、それでは質改善のモチベーションが上がらないというような様々な意見もございますので、それも含めたこれからの調整や立てつけのところをまたいろいろ教えていただければと思っているところです。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、引き続き、水野委員、お願いいたします。

○水野委員　ありがとうございます。一般財団法人児童健全育成推進財団の水野と申します。

私のほうからは、４点お話をさせていただきます。

１点目です。資料１の10ページ、優良児童劇などの公演事業についてです。事業の目的にもありますように、こどもの道徳、情操などを向上させるとあります。こどもまんなか社会として様々な子育て支援施策がありますけれども、直接こどもたちに届く事業は少ないと感じておりました。こども家庭審議会で推薦された優良な児童劇を国が積極的に推進するということは、大変意義のある新規事業だと思っております。

昨今、デジタルコンテンツが様々多い中、このように直接目の前で演劇を見るという機会は、こどもたちにとってとても貴重な体験ではないかなと思いますので、ぜひ多くのこどもたちに届くように、予算の確保のほうをお願いしたいと思っております。

続いて、２点目です。資料１、66ページ、児童館等を活用した地域課題解決モデル事業についてです。児童館は、事業の目的にもあるように、全てのこどもを対象にする児童福祉施設です。ですが、一般財源化をされている児童館は、どうしても各自治体の財政力の影響を受けてしまいます。児童館ガイドラインも改正され、各自治体においてそれぞれの地域課題の改善や解消に向けてもこのようなモデル事業の展開を強く期待いたします。

そして、３点目です。参考資料のほうには保育について様々示されておりますけれども、放課後児童クラブについても常に人材不足がまだ課題になっております。施設整備をたくさんしていただいても、人材不足のため事業が成り立っていかないということがございますので、人材確保及び処遇改善も含めて、改めてお願いをいたします。

また、地域によっては、保育所の定員充足率が低下している状況が見てとれました。小１の壁対策として放課後居場所緊急対策事業などもございますけれども、少人数でも小学生の預かりというものを御検討いただくと、待機児の解消にもつながるのではないでしょうか。

最後に、児童館及び放課後児童クラブにおけるICT化関連業務のDX化についても、引き続

き、予算などの確保のほうの継続をお願いしたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、次に戸巻委員、お願いいたします。

○戸巻委員　よろしくお願いいたします。

私のほうからお伝えしたいのが、こども誰でも通園制度の中で、新たな資格について検討されているという記載がございました。新たな資格ではなく、既存の子育て支援員の研修内容等の見直しをしていただくことで、必要資格についてこれ以上煩雑にしないという方法がいいのではないかなと思いますので、１点お伝えさせてください。

２点目が、教育・保育の質の向上を目指していく中で、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進について御対応いただいたり、予算の拡充をしていただいたことに心から感謝を申し上げますが、１つお願いがあります。我々、この国としてはどのようなこどもたちを育んでいくべきなのか、国としてどのようなこどもたちを育んでいきたいのか、もうちょっと明確に示していただくことが必要なのではないかなと今回の資料を見ていて思いました。

質を向上するという中でもう一点あるのですけれども、昨今の異常気象、特に高温なのですけれども、こどもたちが外で遊べない環境があります。真夏は室内で遊ばなければ熱中症対策ができなかったりとか、こどもが気象から影響を受けて、遊ぶ場がちょっと厳しいときが見てとれますので、こういった異常気象への対策についても早期に確実に検討いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

最後にもう一点、毎回お伝えして、うるさいなと思われてしまうかもしれませんが、教育・保育現場の担い手になる方のもともとの分母数です。全産業を見ても働く方の数が減っている中で、現在現場を担っている方に対してのアンケートであったり聞き取り、どのような希望があるのか、どのようなところに困り感があるのかというのは、やはり現場で働いている人からの聞き取りをしっかりするべきだと私は思っております。現場なりの問題点もありますので、共に考えていただけるような対策をしていただけたらうれしいと思います。

どうもありがとうございます。以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、次に北野委員、お願いいたします。

○北野委員　全保協副会長の立場で参加させていただいております北野でございます。今回から参加ということで、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

資料を提出しておりますが、私の場合、９項目ございますので、かいつまんでお話をさせていただきます。

まず１番目です。保育に携わる全ての職員の配置や処遇改善ということでございますが、１歳児の配置基準は改善されましたけれども、加算である上に要件が課されました。こど

もにきちんと向き合うための配置基準の改善ということであれば、要件を課すのではなく、基本的に１歳児の配置基準の改善ということでお願いしたいです。

また、４・５歳児の配置基準の改善についても同様でございます。OECD加盟諸国における就学前施設の配置基準を目指すことを要望いたします。

さらに、チーム保育推進加算を取得しているのですけれども、職員の平均年数は12年以上とか、キャリアを積んだ保育士が若手保育士と共に保育をする体制を整備することで得られる加算です。配置基準の改善とは根本的に趣旨が違うと思っております。ですから、配置基準の改善に加えて、チーム保育の体制を整備している場合などには、別途チーム保育加算が獲得できるようにお願いしたい。これは認定こども園も同様でございます。

もちろん応答的な関わりが求められる２歳児の保育士の配置基準も必要ですし、それから、アタッチメントを基盤とする視点、さらには多発する災害からこどもの命を守るという視点からも、０歳児の配置基準についても検討することが必要ではないかと思っております。

また、これらは保育士や保育教諭にとどまらず、アレルギーですとか配慮が必要なお子さんへの対応ということでは、看護師、栄養士、調理員、事務員等、そういった配置の取扱いが適当であるのかということも精査していただけたらと思っています。

（２）のところで、キャリアを積んで専門性を高めるところにということも書いてあるのですけれども、加算の在り方を見直していただきたいのと同様、これは５番の項目にも通じるのですけれども、保育士の修学資金の貸付けだけが５年から８年になりました。これは入り口の部分で狭まるのではないかと、現場では危惧しております。むしろ縛るのではなくて、入り口を３年程度に引き下げていただき、現場の保育の楽しさは現場で私たちが伝えるということを大事にしたいなと考えております。

そこをお考えいただけたらと思いますし、また、４番のこども誰でも通園制度にも通じるのですけれども、（３）の主任の役割です。今、主任の配置については、要件を満たした場合、加算により措置ということになっておりますが、これは非常に不安定な立場です。こども誰でも通園制度にもつながると先ほど申し上げたのですけれども、私自身、試行２年目で、本当に大事な取組だと実感しております。大事な取組だからこそ、その要である主任の加算ということも大事になってくるのではないかなとも思っていますし、少しこども誰でも通園制度に飛ばさせていただきますと、利用児と保護者の面談は今、検討になっているのですけれども、利用後、その保護者に私たちプロの目でお子さんの様子をお伝えする、これが本当の趣旨でございますので、限られた時間の中でお伝えできるように、これが単価の対象になっていないものですから、実利用時間以外に費やす費用とか労力も含めた単価を設けていただきたいなとも思っております。

さて、話を戻しまして、次に２番、公定価格の見直しでございます。冷暖房費加算について、令和７年度において４級地から級地外となる市町村について激変緩和措置が設けられましたけれども、令和８年以降の取扱いについても、ぜひ現場の意見を聴いていただき

ながら、現状を見ながら慎重な検討を行っていただきたいところでございます。

そして３番、保育所保育指針の改定。こども家庭庁になって初の見直しということで、本当にこどもまんなかになるように、私たち保育現場に携わる者の意見を十分に聴いていただくとともに、乳幼児がどこに行こうとも、全てのこどもに質の高い保育が保障されるように、現在の３要領・指針の一本化に向けて検討していただくことを強く要望したいところでございます。

９項目ございますので、どうぞ後は資料を御参照いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、石田委員、お願いいたします。

○石田委員　よろしくお願いいたします。いつもお世話になっております。全日本私立幼稚園連合会、石田でございます。

私のほうから、２点お願いしたいと思います。

１点目でございますけれども、配付資料１、51ページ、ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業に関する事項でございます。従来の保育の量の拡大を目的とした新子育て安心プランが３月末で終了いたしまして、保育の質を重視した新たな保育施策の方向性の策定に着手することは、こどもがまんなかのスピリットを中心に据えたこととして評価をするところでございます。

中でもミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業は、現在の処遇改善加算に、現在、新規区分Ⅲになりましたけれども、対象であるＡのベテランとＢの新人の中間であります中堅職員にフォーカスしたもので、組織の中でミドルリーダーは新人を指導し、また、ベテランを補助するといった極めて重要な位置づけでございます。中堅職員のモチベーションアップ、さらなる資質向上、そして離職防止の効果が期待されるものと、大変重要であるものと考えます。

そして、公開保育を通した園内研修は、当連合会のパートナー団体の幼児教育研究機構でもECEQとして実施されておりまして、保育者同士の高め合う質向上はもとより、内発的動機づけに大いに貢献しているという報告で、大いに期待するところでございます。そして、できればミドルリーダーの経験年数を固定せず、多様な各園規模でも取り組める設定にしていただければ幸いでございます。

２つ目でございます。配付資料１の53ページ、保育所等における第三者評価改善モデル事業に関する事項でございます。標記事業の目的、必ずしも保育そのものの改善に十分に踏み込めていなかったとのことから、国内の評価スケール等を活用した第三者評価の実施、保育実践の見直し・改善、そして保育士や評価者等の育成のモデル開発を行うとしております。良質な保育・教育へ一定の評価を受け、事業として認めていただけることは、当連合会の本意でもございます。量的評価のフェーズから質的評価のフェーズへの転換、まさにこれからの少子化時代に求められるものと考えるものでございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate）からご覧いただけます

なお、この評価に際しましては、多様な建学の精神を基に展開している私学の保育・教育内容にも対応し得る評価スケールをぜひとも企図していただきたいと存じます。固定的ではない多様な教育内容にも対応した評価体制としていただきますよう、お願いを申し上げるところでございます。

以上でございます。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、新保委員、お願いをいたします。

○新保委員　ありがとうございます。

今回から、日本保育協会で理事長特認補佐を拝命いたしました新保雄希といいます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、３点意見をお話しさせていただきたいと思います。

まず、資料２の17ページに、新しくこども誰でも通園制度の研修に関する話題が記載されていますけれども、こども誰でも通園制度に特化した新しいコースの設定というところに非常に期待すると同時に、この制度の広がりで多くの保育人材が新たに携わるというところで、この内容を十分徹底していただきたいというのが一つ。

あわせて、この中に通常の保育や一時預かり事業とは異なる専門性が求められるという記載があります。ここの整理につきましても十分に図っていただくと同時に、施設によっては、こども誰でも通園制度と一時預かりを併用して子育て支援に当たっていくところも多いかと思っていますので、この併用の可否について、全国で迷いの生じないような御説明をお願いしたいなと思います。

２つ目、資料４の６ページ、地域区分のところです。先ほども言及がありましたけれども、前回の制度変更に対する情報の展開が非常に突然だったと記憶をしていますけれども、令和７年４月からの見直し、丁寧に議論を進めていくとされていますが、隣接地域の補正ルール等々も含めて、自治体だけではなく、我々保育事業者に対しても丁寧な議論のプロセス、または各事業者に向けた説明の場を設けていただけるようにお願いをしたいと思います。

最後に３点目です。資料１の56ページに戻るのですけれども、保育士・保育所支援センターの設置運営事業のところ、こちらについても全国的に保育人材の不足というのがありますので、非常に期待をしているところです。

加えて、私が所属する石川県につきましては、昨年の能登の地震に始まって、かなり人材の確保が難しい状況があります。その中で、先ほど来から話題に出ています子育て支援員という存在は非常に大きな力になっています。保育士・保育所支援センター、基本的には有資格者を第一に取り扱うことになるとは思うのですけれども、地元を見ていますと、無資格の方でも何かこどもたちのために経験を生かしたいという人材も多くいるように思いますので、将来的には子育て支援員の確保、こども誰でも通園制度の広がりと同時に、もっともっとこの支援センターの活用を検討してもいいのではないかと考えました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate）からご覧いただけます

以上、３点でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

では、松村委員、お願いいたします。

○松村委員　宇治市長の松村でございます。私からは、大きく分けて２点ございます。

１点目は、令和８年度概算要求についてであります。資料１の１ページ下部に記載の、０～２歳を含む幼児教育・保育の支援については、政府の骨太の方針においても、「令和８年度の予算編成過程において成案を得て、実現する」とされています。

幼児教育・保育の実施主体である都市自治体としては、内容が明らかにされていない現状では、どのような影響が生じるのかを判断することすら難しい状況にあります。早期に具体的な内容をお示しいただきますようお願いします。

２点目は、こども誰でも通園制度についてであります。

１つ目として、令和８年度以降の補助・公定価格が未定となっております。私ども市町村は、７月から11月ぐらいにかけて来年度予算の準備を進めていく時期になっておりますが、既に10月20日でございます。具体的な補助・公定価格が示されない場合には、事業実施に向けた準備に支障を来すおそれがありますので、円滑に準備を進められるよう、補助単価などの金額について早期にお示しいただきたいと思っております。

２つ目として、資料２の17ページにあります、こども誰でも通園制度の新たな研修についてであります。全国市長会ではこれまでも、待機児童などが出ている場合、誰でも通園制度まで手を広げることが難しい自治体もあると申し上げておりますが、今回、こども誰でも通園制度に対応する子育て支援員の研修を新たに設け、従事者の確保を御検討いただいていることについては大変ありがたく思っております。

ただし、研修については、従来からのものについても、修了されている方がどこにどのようにいらっしゃるのか市町村では分からないという状況でございます。できれば登録制度などで、研修を受けられた方がどこにいらっしゃるのかを把握できる仕組みについてご検討いただきますようお願いしたいと思っております。

３つ目は、同じくこども誰でも通園制度に関して、資料２の31ページに記載の初回面談の義務付けについてでございます。これはこどもを預かるという観点で大変重要な要素と思っておりますけれども、初回面談の義務付けを検討されるに当たっては、事業者等の運営に支障が生じないよう、面談に係る費用などに対する財政措置についても、併せて御検討をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

では、次に岡﨑委員、お願いいたします。

○岡﨑委員　株式会社こどもりびんぐの岡﨑です。

本日は、令和８年度の概算要求に関しまして、２点意見申し上げます。

まず、情報が生活者に届くための基盤整備に予算を拡充していただいている点に賛同い

たします。こども基本法、児童の権利に関する条約の普及啓発事業ですとか、子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業の拡充が盛り込まれていることにつきましては、必要な情報がより見つけやすく、受け取りやすくなることが期待される取組で、心から歓迎いたします。

一方で、私たちの読者である未就学児がいる保護者からは、必要な情報が自分に届いていないと感じているという声があります。当社で本年６月から７月に実施した園児を持つ保護者延べ1,024名へのアンケートでは、お住まいの地域の子育て施策やサービスについて必要な情報が自分に届いていると感じるかを聞いたところ、あまり感じていない・全く感じていない合わせて約４割に上り、情報未到達が裏づけられる結果となりました。また、現在子育てにおいて必要だと感じる支援を選択式で聞いたところ、子育てに関する情報の分かりやすい提供が40.1％と高いニーズでした。加えて、子育て支援情報の入手経路は自治体のホームページや配付物が中心である一方、子育てに関する情報はSNS、特にインスタグラムからの取得が多いという実態も見えております。この経路のずれを埋めるべく、各自治体が速やかに着手できる体制を整備することで、伝達力の底上げを御検討いただけますと幸いです。

次に、こども誰でも通園制度についてです。全国実施に向けて、月10時間からスタートする方針に対し、準備・調整を進めてこられた関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。令和７年度の速報では、全国で提供体制の整備が着実に進みつつあることが示されており、本格実施に向けたスケジュールも丁寧に示されていると思います。

その上で、保護者としては保育の質を極めて重視しています。先ほど申し上げた現在子育てにおいて必要だと感じている支援のアンケートでも、保育士や教職員の増員・質の向上が約４割と高いニーズで求められており、現場の人的体制、従事者の研修、処遇改善、人員確保の充実が求められていると思います。

こどもたちの健やかな育ちは、安心・安全な場で他者と関わる経験の積み重ねから育まれます。まずは月10時間上限で円滑な全国展開を支えていただきつつ、保育の質と人員を確保できることを大前提に、将来的には時間拡充の方向性も視野に入れて、段階的に導入いただくことを希望いたします。

以上となります。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、本日、佐保委員の代理として御出席いただいております小林様、お願いいたします。

○小林氏　代理で失礼いたします。御指名ありがとうございます。

大きく３点申し述べます。

まず資料２のこども誰でも通園制度の研修及び経過措置についてです。これについては、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」の取りまとめにおいても両論併記されていたように、本来は保育士などの資格を有する人が保育の担い手となること

を基本とすべきと考えております。

その上で、子育て支援員研修の活用による保育人材の育成は、現在も有資格者の配置が難しい状況が続く中で、全国的な実施に向けては当面やむを得ない措置なのかと思いますが、保育の質を確保する観点からは、現場の実態を注視しながら、本来目指すべき姿にしていくことが重要と考えます。

その意味で、前回の当分科会でお示しいただいた調査研究のヒアリング調査結果には、有資格者かそうでないかという観点からの課題抽出や業務負担の状況はあまり読み取れない印象です。そういった点も含めて、現場で働く人や保護者の声に耳を傾けていただき、在園児も含めた全てのこどもにとって質の高い保育の確保に向けて、何よりも処遇改善による人材確保を強力に進めていただくよう要望いたします。

次に、資料３、４の保育士の賃金についてです。公定価格の基本分単価のうち、人件費関係の基となる本俸基準額を、その専門性ある業務に見合った水準へ引き上げるべき状況です。それを可能とする対応をよろしくお願いいたします。

また、職員の配置改善について、３歳～５歳の配置に関する経過措置が設けられていますが、資料の11ページを見ますと、多くの施設が非常に頑張ってこれを満たしている状況です。経過措置を「当分の間」ということではなく、期限を定めてみんなで目標達成を図る必要があると考えますし、とりわけ３歳児については、加算措置が設けられてから10年が経過しておりますので、未実施施設への改善の促進を強くお願いいたします。

同様に、定員超過利用減算の見直しについても、質の確保に向けて着実に前進を図るよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、杉野委員の代理として御出席いただいております佐藤様、お願いいたします。

○佐藤氏　一般社団法人全国病児保育協議会副会長の佐藤です。

いつも病児保育事業の運営について御検討いただき、ありがとうございます。

今日、私のほうからは３点お願いです。

まず、資料の30ページ、病児保育事業の部分です。拡充として、基本分単価改善分の要件拡充とあり、市町村間の広域連携、市町村をまたいだ利用者の受入れを行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価改善分の適用要件の対象に追加についてですけれども、この要件拡充という意味をもう少し詳しく教えていただきたく思います。

既に広域連携を実施している施設や、ICT化を導入している施設も対象となるのか。あるいは、新規に取り組む施設だけが対象となるのかを教えてください。また、改善分の適用要件の対象とありますが、要件に含むだけなのか、実施施設に対して改善分の単価が増額されるのかも教えてください。

次として、同じく要件のICT化導入についてですが、全国病児保育協議会でもICT化に向

けては様々な検討を繰り返しています。病児保育事業という特性から、感染対策を考慮しての部屋割りや人員配置が重要であり、最終的には人の手が必要とされる現実もあり、この辺りについても御配慮いただきたく存じます。

そして、意見書のほうには載せさせていただいていないのですけれども、資料の30ページ左下に令和７年度補助基準額とありますけれども、これにつきましては、令和８年度の補助基準額はこの後、具体的な数字をお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。

私からは以上です。ありがとうございました。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、手島委員、お願いいたします。

○手島委員　経団連の手島です。

まず、資料２のこども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況に関連して発言をいたします。

前回の分科会にて、自治体や保育者が様々な項目において「課題・難しさ」を感じられている調査結果が示されており、それぞれの懸念がきちんと解消されていることをしっかり確認していただきながら進めていただきたい旨、発言しました。この点について、課題などはおおむね解消に向かっていると理解してよいのか、確認させていただきたく存じます。いずれにしても、課題を残したままで本格実施が進行していくことのないよう、丁寧に取り組んでいただきたい旨、改めて申し上げておきます。

次に、資料３及び資料４に関連して発言をいたします。私どもも処遇改善自体の重要性は十分認識しており、その前提で申し上げます。

加速化プランの下で、人事院勧告を踏まえた人件費単価更新に要する財源の一部は、従来の公費に代わって事業主拠出金が充当されることになっております。処遇改善の拠出金財政に与える影響は大きくなっており、負担する事業主側が検証できる情報を早めに示していただきたく存じます。

さらに、こども家庭庁には、事業主団体から強く要望している、今後の拠出金の在り方の見直しについても前向きに対応いただきたく存じます。

私からは以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

では、オンラインでの御出席の方からの御意見を一通り伺いましたので、次は対面で御出席の方からも御発言をお願いできればと思います。恐れ入りますが、２分以内で、挙手でお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○宮田委員　全国認定こども園協会の宮田でございます。

本日も意見書を提出しておりますので、詳細はそちらを確認してください。

時間がないので、手短に申し上げます。

まず、職員配置基準の改善についてでございます。髙谷委員、北野委員からもございま

したけれども、１歳児の配置改善加算がございますが、この３要件の撤廃と、その後、配置基準上の改善をしていただきたい。

次に、４・５歳児の配置基準は、ユニセフの配置基準のベンチマークが15対１ということになっていますので、それに相当する配置基準を定めていただきたいということでございます。

次に、職員の処遇改善についてでございます。令和６年度の人勧前の賃金格差は、こども家庭庁の資料では、全産業平均から月額５万7000円程度の格差が生じているという資料が出ております。これにプラス10.7をしたとて、２万円程度の月額賃金格差が出ているということを踏まえて、早急に賃金改善、処遇改善をお願いしたいということであります。

次に、こども誰でも通園制度についてですけれども、初回面談が義務づけられていることも踏まえて、その費用負担、そもそも基本部分と従量部分を分けて安定的に運営ができるような費用の在り方、単価の在り方を検討していただきたい。

以上でございます。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員　ありがとうございます。

国公幼の高橋でございます。いつもお世話になっております。

私からは、未来を担うこどもたちのための保育の質の向上のところでございます。私、いつも質の向上、質の向上と質のところを申しまして、質の転換へということでいろいろな施策を考えていただき、本当にありがとうございます。質の向上が目に見えるところでと申しますと、できたできないになってしまうところが懸念されます。教育・保育というのは、できたできないではなく、そこへ向かっていくというところが大事になってきます。そうしますと、先ほどどちらかの委員もおっしゃっておりましたが、どんな日本のこどもたちを育てていくのかというところが非常に大事になってきておると思います。そうしますと、そこと加藤委員も述べられていました学校評価、第三者評価、それから質の評価というところも絡み合ってくると思っております。

質の向上というところの内容について深めていただき、そして、エビデンスに基づく政策形成というところも非常に重要かと思いますので、そこも含めて地域差がないように、データの収集については現場の意見も深く取り入れていっていただきたいと思っております。

質の向上について、以上でございます。

あと、人材確保についてですが、処遇改善、給与だけではなくて、働きやすさとか専門性を生かせる環境というところをセットで進めていく必要があるかと思っております。これは個人的にもなりますが、いろいろな施策・政策はあるのですけれども人材がいないというところが今、非常にどこでも聞かれる問題です。人材が確保されるということと施策

とが多かったりずれていたりするのかなというのは思っております。どういうふうに人材確保を進めていったらいいのかというのは現場のところでも非常に問題になっておりますので、どうぞ深い議論を求めます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、徳倉委員からお願いいたします。

○徳倉委員　NPO法人ファーザーリング・ジャパンの徳倉でございます。

国、自治体、そして各事業者の皆様、こどもの育ち、学び、また保育のために、各種質の向上、また予算はじめ、御尽力いただいていること、感謝を申し上げます。

保護者の立場から、大きく２点お伝えさせていただきます。

こども誰でも通園制度が来年度から本格運用というところで、現在、１人につき月10時間の利用時間となってございます。そこにまた面談等々も含まれるということでありました。先ほど岡﨑委員からもございましたけれども、今まで各種園を利用していない保護者層が初めて使う入り口となるというところで、ぜひ10時間というところ、月の中で見ていくと本当に僅かな時間になってまいりますけれども、今後、様々ヒアリングや検討を重ねていただきながら、こちらの拡充、例えば週に４時間とか週に６時間みたいな拡充の仕方で、月上限何時間というような使い方から、こども誰でも通園制度から本格的にここへ預けてみようかなという移行につながるような動きになっていくことが望ましいのではないかと考えております。

もう一点は、こちらも先ほど委員からありましたけれども、親のほうに各種施策がきちんと周知がなかなか届いていないという問題でございます。ここで一つ御提案という部分では、育児・介護休業法が改正をされまして、例えば男性の育児休業も40％を超える時代になってまいりました。ここの制度が飛躍的に伸びていったという経緯には、事業者が専門の窓口を使って、親が、こどもが生まれるタイミングに、父親母親関係なく、あなたはこのタイミングで育児休業が取れますよというアナウンスを一方的な通知ではなく、面談を用いてやるということが事業者に義務化されております。このタイミングで、保育、こども園、幼稚園、各種施策がありますけれども、これをきちんと案内をする体制を厚生労働省等々と連携をしていただきながら、案内をしていただくというところに、事業者と連携をしていくところに、自分のこどもはこういうことが使えるのだと。それは自分たちの住んでいる自治体に確認をしていくと。プッシュ型ではなくて、自分たちが親として取りに行ける情報の一次情報を企業から、組織から周知をしていただくことで、気づいていただいてしっかり運用していくというところで一つ大きな壁が越えていけるのではないかと考えております。ぜひこの辺の連携等も、今の法律の中でせっかくよい窓口ができている中で、運用していくというところを一つ御検討いただきたいなと思います。

以上になります。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate）からご覧いただけます

では、寺尾委員、お願いいたします。

○寺尾委員　ありがとうございます。全日本私立幼稚園PTA連合会の寺尾と申します。本日、よろしくお願いいたします。

私も今回、意見書を提出させていただきました。重複しますが、一緒に御参照いただけますと幸いです。

まず初めに、資料１の４ページ、令和８年度の予算概算要求の円グラフについてです。保育所や放課後児童クラブの運営費等を一番多く要求されていらっしゃいますが、不妊治療費への給付が最も増えてほしいと考えております。育児休業が満３歳まで延長されれば、０歳～２歳まではこども誰でも通園制度の活用、そして３歳以降は、保育園だけでなく幼稚園の選択肢が増え、保育所の運営支援が緩和されるのではないでしょうか。この分を不妊治療の支援のほうに回していただければ、少子化対策につながるのではないかと考えます。

続きまして、同じ資料の87ページ～88ページで、妊婦のための支援給付と支援事業につきましてです。スライドの表の伴走型相談支援について、そして３回の面談実施について、賛成です。

過去、私たちが妊娠期であった頃は、地域センターなどに行きまして、親子学級というものを受けました。その中でも、人の関わり合いが苦手な方もいらっしゃったみたいで、途中から参加されなくなる方もいらっしゃいました。そうした方を見逃すことなく、訪問やオンライン等で寄り添ってあげていただけたらと思います。

そして、資料２の３ページ、こども誰でも通園制度の令和７年度と８年度の比較表です。令和８年度以降は、利用時間を少々拡大いただきたいです。例えば第二子以降を授かりたいとなった場合、不妊治療で通院の拘束時間が長いと聞きます。面談で預かりの理由を不妊治療と伺えたなら、少々の延長も支援につなげていただければと思います。

最後になりますが、資料１のスライド190ページの中の幼児教育の推進に関する資料を作成いただき、誠にありがとうございます。

197ページにございます背景・課題のオレンジに色づけされた部分は最も重要だと考えます。幼児教育は、我々が保育園ではなく幼稚園を選ぶ理由の一つでもあります。そして、我々団体は、お世話になる幼稚園のため、園児を見守ってくださる地域の方々のため、ひいては将来を担うこどもたちのために、育児や家事、そして仕事をしながらでも何とかやりくりをして、PTA活動に御参加いただいている、また御協力いただいております。そして、PTAを通じて、我が子と同じ子を育てる同士、母親同士、コミュニケーションを取ることで、こどもがそれを学び、その先、人との関わり合いの大切さを育み、成長できるのではないかと思います。

そして、幼稚園だけでなく、小学校に上がってからも、学校と地域とPTAとの連携・結束が高まれば、いじめの減少にもつながるのではないかと思います。

また、近年、共働きにより、PTA活動の負担軽減も懸念されているため、より多くの保護

者の方に活動の大切さをお伝えしていきたいと思いますので、今後はPTA活動のほうにも御理解、御支援いただけますと幸いでございます。

以上です。ありがとうございました。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、赤坂委員からお願いいたします。

○赤坂委員　全国小規模保育協議会理事の赤坂でございます。

私からは、事前に提出した意見書に沿って３点要望を申し上げます。

まず１点目が保育士の人材確保に関わるところですが、依然として保育士の人材不足は深刻で増加傾向にある中で、保育分野での人材紹介に対する仲介手数料の高騰が非常に経営を圧迫しているという実情があります。こちらは本当に医療とか介護、保育分野など、制度上、価格転嫁が公定価格などで行えない業種において、紹介手数料の上限設定など、何らかの対策をぜひ御検討いただければと思っております。

２点目が処遇改善の一本化についてなのですけれども、一本化を進めていただいて本当にありがとうございます。

１点、細かいところになりますが、区分Ⅲの同一事業所内での配分を従前同様に認めていただきたいという要望を書いております。旧改善加算Ⅱでは、同一の設置者とか事業者内で、ほかの施設で賃金改善に充てることができたのですけれども、処遇改善の一本化に伴って、区分Ⅲでは充当できなくなっています。複数施設を運営して、リーダー育成とか職員配置の最適化を図る事業者にとっては、法人全体としてリソース活用の柔軟度を低下させて、リーダー層の育成とかキャリアアップパスの設計が難しくなってしまうという実情があります。ぜひ区分Ⅱと同様に、区分Ⅲについても旧加算Ⅱのように同一法人内でのほかの施設への充当を認めていただくことを御検討いただければと思います。

最後に、公定価格の定員区分の件です。こちらは小規模保育協議会として、小規模保育事業においても定員区分の細分化をぜひ御検討いただきたいと思います。令和７年度から、認定こども園、幼稚園、保育所の定員区分は５名刻みに変更となっていますが、小規模保育の定員区分は２区分のまま７名ずつです。規模が小さくて１人当たりの影響が大きい小規模保育において、ぜひ公定価格の定員区分の細分化を御検討いただければと思います。

以上になります。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

黒川様、お願いいたします。

○黒川氏　日本助産師会専務理事の黒川と申します。いつもお世話になっております。

今回、時間がないので、１点だけお願いしたいと思います。

令和８年度の予算概算要求の88ページを御覧ください。妊婦等包括相談支援事業にこども家庭センターの面談対応というところがあって、確かに活用されていると思うのですけれども、昨今、産後鬱というのがすごく問題になっております。地域の助産師というのは今、産後ケアに比較的特化したような活動をしていて、それは大変効果的だとは思うので

すけれども、包括的というふうに考えるのであれば、妊娠期から産後までを地域の助産師が活動を担うということをしていただけるとより効果的ではないかと思いますので、その点の活用を要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

では、奥山委員、お願いいたします。

○奥山委員　ありがとうございます。

意見書のほうを出させていただいております。子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

私のほうからは、４点ほどお話しさせていただきたいと思います。

まずは令和８年度の予算概要についてです。今回、非常に大量の資料を頂きまして、こどもと若者世代、そして地域ぐるみでこども・若者を支援するために、これだけ多様な事業が創設されていること、これについてはこれからの社会づくりにとても重要であり、ぜひ予算を確保していただきたいと思っております。

一方で、相次いで創設される事業がたくさんある中で、相互の関係性ですとか、また、部局横断的に連携していただいたらいいなと思えるような事業もございます。実施主体である自治体の職員の皆様にしっかり御理解いただいて、活用いただくことが重要ではないかと思っております。動画配信等の工夫もしていただいているとは思うのですけれども、よりきめ細やかな自治体支援が必要かなと感じております。

また、一方で、私たち事業者になり得る市民団体のほうも、国の新たな事業に大変期待を寄せているとともに、うちの自治体ではそれに取り組んでいただけるのだろうかというような声も届いております。多様な事業の取組が全国に広がるよう、実施主体となり得る事業者への説明についても何らかの形で行っていただくとよいのではないかと思っております。

２点目です。各事業に関わる人件費の保障、職員の処遇改善について、この10月からまた最低賃金が大幅に上がってまいりまして、それぞれの事業者においても、当初予算を超えるような形で苦労されているというお話を聞いております。保育士等の処遇改善は言うまでもありません。加えて、地域子育て支援、若者支援に関わる職員の処遇改善についても併せて要望させていただきたいと思います。支援を行っている職員の雇用が安定的でないとなかなか厳しいと感じております。

３つ目です。こども誰でも通園制度ですが、私もこちらの委員に参画させていただき、また、試行実施にも取り組む中、この事業の良さというのを身をもって感じております。ただ、来年から本格実施ということでは、供給体制が十分なのか、そういった声も聞かれております。安定して取り組めますよう、公定価格の見直し等も併せてお願いしたいと思っております。

最後に、今、連続して、妊婦等包括相談支援事業への意見がございました。こちらについて、妊娠期から適切な情報発信が自分事として受け取れるということがとても大事で、

３回の面談があるのですが、１回目と３回目は５万円という給付とセットになっているのですが、やはり２回目、妊娠後期、ここが一番大事だと思うのです。身近に出産というのを控えておりますし地域情報にも非常に関心が高い時期でございます。この２回目の面談がしっかりと届きますよう、もう少し体制を整えていただければいいのではないかと改めて感じました。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

では、盛山委員、お願いいたします。

○盛山委員　全国保育サービス協会の盛山と申します。

訪問型の保育の観点からのお話をさせていただきます。

主にこども誰でも通園制度の話にはなるのですが、もはや全体、保育行政としては質的・構造的な問題にどう対応していくのかという転換点にございますので、マクロ的な施設の充実という方法だけではなくて、物流の世界で言うとラストワンマイルを担うような機能が訪問型のサービスの中には含まれているのかなと考えております。普遍的な通園という形ではなく、普遍的な専門性の保育へのアクセスというような観点から、こども誰でも通園制度を訪問型保育も対象としていただけるようお願い申し上げて終わります。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

それでは、普光院様からお願いいたします。

○普光院氏　本日、渡邊代表の代理で参りました普光院です。

ざっくりとしかお話しできないのですけれども、一つ保育の質に関係する調査についてお話をしたいと思います。

今年発表された小児科の医師の方々による調査研究によれば、戸外活動の不足が幼児や小学生の近視の増加の原因になっているということが明らかになったということです。そして、保育施設は最低２時間以上の戸外活動の時間を確保すべきという示唆が出ております。ぜひ第三者評価を検討されるときにも、こういった質の面の視点というのはぜひ入れていただきたいなと思いました。

この調査の中では、実は園庭のない施設とある施設を比較しているのですけれども、園庭のない施設では、ある施設の２倍もの近視が発生していたという数字もあったということで、若年の近視というのは重症化する可能性があるので、非常に注意が必要であるというようなことも調査研究には書かれております。

今はもう待機児童がゼロという自治体が多くなって、もはや新設施設がつくられないのではないかという傾向になっておりますけれども、そうすると現在、私どもの調査では園庭を持つ認可保育所は７割程度に下がっておりまして、都心部では２～３割になっている自治体もあるのですが、そういったところではもはや園庭のある施設を選ぶという選択肢が非常になくなってきているということが懸念されます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate）からご覧いただけます

こういったことに関連して、私は待機児童数のカウント方法にも少し問題を感じておりまして、待機児童数ゼロの自治体は大変多いのですけれども、特定園希望者、つまり特定の園を希望しているから待機児童にはカウントしないというこどもの数が全国で３万9469人もあります。その特定の園を希望されている方はどういう希望だったのかということはいまいちはっきりしていないのですけれども、私から見れば、園庭のある保育園に入りたいから、概算要求の中にコンシェルジュ事業というものがありますけれども、自治体のコンシェルジュがお勧めされてこられる例えば園庭のない園、あるいは認可外の園もお勧めされるのですけれども、あるいは様々な見学に行ったけれども質に不安を感じたといったこともあって、コンシェルジュ等のお勧めにノーと言われる保護者の方もいらっしゃると思うのですが、そういった保護者のニーズあるいはこどものニーズというものが、この待機児童のカウント方法ではうまく吸い取られていない。

ひいては、例えば自治体がそういった細かいこどもや保護者のニーズに添った整備をしようというインセンティブも阻害するようなことになっているのではないかと考えておりまして、そういった意味で、特定園希望者の中身は吟味する必要があるのではないかと。そして、もう少し質を考えた整備、今から整備という時代ではないのですが、改善というものをもっと各地域で考えていただく必要があるのではないかと思っております。

また、コンシェルジュという予算をつけていただいて、これはとても大切な制度で、よく情報が入らない保護者に保育施設等を御案内するというのは非常に大切なのですけれども、コンシェルジュにはこどもの利益と保護者の意思というものを尊重していただき、待機児童をゼロにするためのカウント方法の調整に役に立っているみたいな状態にならないように、あくまでもこどもの利益を考えた上でのコンシェルジュ活動になるよう、指導していただければと思っております。

最後に、保育士不足対策は処遇改善と現場の負担軽減というものの両輪だと思うのですけれども、私どもの調査では、保育士配置に関しては地域格差がとても大きいです。首都圏はよく改善されている自治体が多いのですけれども、政令市でも、首都圏外になりますと国基準の配置になっております。こども誰でも通園制度の負担感とかいろいろ議論されていると思うのですけれども、そういうときにはぜひ国基準で運営されている自治体の状況というものもじっくり見ていただいて、検討していただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

長田委員、お願いいたします。

○長田委員　家庭的保育全国連絡協議会の長田です。おはようございます。

私からは、保育人材の確保とこども誰でも通園制度の２点について申し上げます。

保育現場では、ICT化による事務量の削減や、保育の質の向上に向けた研修などの受講がしやすくなるなど、改善点も図られてきてはいますが、保育者確保の問題は家庭的保育に

もあります。具体的には、保育体制強化で雇用している保育者は、午後の２時間の見守りで配置されるスポットと兼務はできるのですが、保育補助やこども誰でも通園制度の保育従事者として配置することはできません。保育者はいるのに、事業者が配置したい業務に就いてもらうことができない現状があります。

保育体制強化の制度自体はとてもありがたいですが、今後、こども誰でも通園制度の利用者が広がってくると、様々な時間帯に短時間の保育者が必要になることが予想されますので、柔軟な対応ができるようにしていただきたいと思います。また、大きな施設でも、小規模な施設でも、定員割れが起きても、保育者の雇用を守り、経営を持続できるような体制の確保を切に望みます。

また、こども誰でも通園制度に関連して２点申し上げます。

令和７年４月より、一般型のこども誰でも通園制度を実施していますが、同じ施設に最低でも週１回、２時間～３時間利用できるような状況がこどもにとってもよい影響をもたらすのではないかと感じています。当施設では、給食や離乳食を保育室で食べることを進めています。友達と一緒に食べる楽しさを味わうことや、保育士と一緒に離乳食を食べることなど、食べることの楽しさや意欲を育めるよい機会と感じています。保護者へ給食や離乳食の情報提供をすることで、家庭での食事に参考にしてもらえています。

また、広報について、こども誰でも通園制度の話を聞きにいらっしゃる利用者の皆さんから、どういう制度なのですかとよく質問されます。あまりよく分からないと聞いてくる方がとても多く感じています。情報として行き届いていないことを感じましたので、当施設では、こども誰でも通園制度を利用するに当たって、しおりを作ってお渡ししています。さらに事業者向けでは、実際に困ったことや事前に準備をしておくべきことなども、Q&Aなどの形で紹介されているとよいのかなと感じています。よろしくお願いします。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

では、山内委員、お待たせしました。

○山内委員　日本商工会議所の山内でございます。

中小企業である事業者、地域総合経済団体の視点から申し上げたいと思います。

次年度の予算は大変大きな額であり、先ほど皆様から御発言いただきましたように、ご提示いただいた施策が極めて重要なものであるということを改めて認識いたしました。ぜひEBPMを徹底いただき、当所の小林会頭も参画いたしましたこども未来戦略に基づき、2030年までの少子化トレンド反転へ向けた政策につき実効性の確保・向上を期待したいと思っております。

そのためには目標・指標が大事だと思っております。希望出生率や合計特殊出生率、夫婦一組当たりのこどもの数などが主に３ページで参照指標として例示されておりますが、こちらはEBPMを推進するうえで無視できない、極めて重要な指標ではないかと考えます。少子化トレンド反転というゴール達成を意識し、国民も理解しやすい動きのあるKPIの設

定・検討をお願いしたいと思います。

また、結婚している夫婦の出産率を高めていくということは極めて重要な視点だと思っています。私どもがいろいろと各地を回りましても、経済的な不安から結婚に前向きになれない人もいるという現状もあります。子育て支援と併せまして、結婚や出産を希望する人が躊躇しないように、若い世代の所得、雇用環境を改善して、若い夫婦がこどもを持つことに前向きになれる環境をつくっていくことが大事だと思っております。

地域の少子化対策推進交付金をはじめ、仕事と子育て両立支援の拡充は重要です。商工会議所といたしましても、官民を挙げた環境整備に協力してまいりたいと考えております。

こども未来戦略で挙げられた３つの基本戦略の内、この分科会でご提示いただいた全てのこども・子育て世代を切れ目なく支援することに重きを置いた施策は重要と思っておりますが、現在、日本の少子化になぜ歯止めがかかっていないのか、その理由に立ち返れば、若い世代の所得を増やすこと、社会全体の意識改革という、残る２つの基本戦略にも重きを置いた施策が大事だと思います。関係府省庁と連携されまして、現状分析の上で必要な施策を検討、また実施をし、国民のコンセンサスの形成などもしっかりと対応していただきたいと、国民も事業者も切に期待しているものと思います。

公定価格につきましては、物価高騰の反映、保育士の処遇改善、質の向上の担保をするという観点からも、適切な水準設定というものは必要だと思っております。ワイズスペンディングの取組の徹底とともに、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

また、一方で、財源は有限でありますので、事業主拠出金の充当の話もございましたが、各地でも重いという声が寄せられております。この在り方の見直しは私ども事業主団体などの声もよく踏まえて進めていただければありがたいと思っております。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

新居委員、お願いします。

○新居委員　NPO法人manmaの新居と申します。

私のほうからも、１点目、保育士の処遇改善と働く環境の改善についてお話をします。

前回もお話しさせていただいたのですけれども、こどもの通う園でも不適切保育が起こったということがありまして、最近もニュースで繰り返しそのような件が報道されているということに、こどもを保育園に預ける親として非常に不安感を引き続き持っています。不適切保育があって１人先生がいなくなったのですけれども、その後、代替の人材は確保できていないということで、やはり年度途中でただでさえ人手不足の中で、保育士さんを確保するということがすごく難しいということを肌身で感じております。

このように、人材確保が難しくなって、余裕のない環境で保育士さんが働かれるということで、ますます不適切保育のような事案が増えていくということを懸念しております。このようなことは、保育士さん個人個人が悪いという問題ではないと思っています。何が問題なのか、保育士さんが現場の中でどういうことを感じていて、何が改善されればこの

ような事案が減っていくのかということ、調査がこれから始まるということだと思いますが、きちんと調査をして、改善につなげていくということをとても期待しております。配置基準、働き方のこと、また保護者がその園に対してどんなことを問題であると感じているかというような多面的な評価を通して、不適切保育が減っていくように改善を希望したいと思います。

これから共働きが増えていく中で、保育園で育っていくこどもというものも増えていくと思います。ただ預けているというわけではなくて、こどもたちにとって意義のある時間を過ごして、そこで学んで成長していると私としても感じていますので、こどもたちの未来を担う保育士さんが、意欲があって、能力がある方が働き続けられるような働き方の改善、処遇の改善ということを望みたいと思います。

２点目は産後ケアについてです。これは今回の予算で細かく書いてあるところとは違うのですけれども、私自身が非常にお世話になった産後ケアの施設があるのですが、そこが隣の市区町村にあるのです。第二子が生まれたら使いたいななんて思っていたのですが、そこはとある市では補助金の対象になっていて、隣の区では対象外ということになっています。これは申請が受け付けられていないのではなくて、市区町村ごとに面積の基準が違うということみたいなのです。この区では満たしているけれども、この区では満たしていないので、あなたは２人目が生まれても３人目が生まれても一生そこでは使えないのですということをこの前言われてしまって、少し違和感を覚えました。国としてなのか、せめて都道府県単位として、きちんと産後ケア施設が設置されることによって、どこの市区町村にいるから使える使えないというような不平等感もなくなっていくと思いますので、意味のある質の高い産後ケアというのがどういうものなのか、ちゃんと共通の基準があるとありがたいなと思いました。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

では、松田分科会長代理。

○松田分科会長代理　松田です。

手短に意見を申し上げます。

１点目は保育の質です。皆様からも御発言がありましたが、やはり大きな流れとして、量的な拡充から質的な拡充の転換期に来ているのかと思います。配置基準や処遇改善の引き続きの実施はもちろんですけれども、加えまして、本日の資料１にもありますが、ミドルリーダーの育成やICT活用、第三者評価など、つまり総合的な取組で保育の質を高めていく、これが大事かと思いました。

もう一点は、こども誰でも通園制度です。資料を拝見して、全国の実施に向けて相当丁寧に準備が進められていると思いました。その上で、利用時間につきましては、本日様々な御意見があったと思いますけれども、今の供給体制を考えますと、令和８年度以降も、月10時間から、これがやはり堅実なところではないかと思いました。ただ、もちろんその

先にはずっと10時間というわけではないと思いますので、いずれ実施体制が拡充されれば、さらなる時間の各延長というのもあるかと思います。

最後に１点、これもこども誰でも通園制度だけではないですけれども、多くの方から、利用者様に情報が届いていないというお話があったかと思います。やはりこども家庭庁様及び各自治体からの積極的な広報によりまして、こども誰でも通園制度も含めて、こども政策の認知度をしっかり向上して、利用者が使いやすいものにしていく、これが大事ではないかと思いました。

以上です。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

最後に私も一言だけ。

やはり保育の質の向上はすごく大事だと思います。特に養成課程が今、全国で危機的状況にありますので、入り口の質の問題というのがすごく大きくなってきています。学生たちを養成していく。その中で、どういうふうに地域とつながっていくかということを考えると、今回のテーマにもありますが、子育て支援員の養成であったり、保育士・保育所支援センターができることを、養成校と組んで、地域の中で長年保育者養成をやってきたノウハウを生かして、質の向上に寄与していったらいいのではないかなというのが１点目です。

それから、こども家庭庁が令和５年にできて、本当にここまで細やかに、こどもを対象とした様々な施策を打ってきてくださったことに感謝をしたいと思います。同時に、こどもが縦割りとは言いませんけれども、こども誰でも通園制度だと０・１・２、幼児期までのとかになりますので、むしろこども同士の異年齢の関わりの場ときっかけをつくってほしいと思っております。

例えば高校生が子育て支援ひろばに行く、それから保育所に行く、こども園に行く、それから、不登校の子が母園である保育園やこども園や幼稚園に行く。そこで幼い子の面倒見ることで、有能感であったり、こどもの体温を感じる温かみであったりということが、将来のキャリア教育、あるいは子育ての希望にもつながっていくかもしれない。長い目で見たときに、こどもの多様な関わり、異年齢の関わりというのも一つお考えいただけるとありがたいなと思いました。

以上でございます。

それでは、申し訳ございません。少しオーバーしてしまいましたが、改めて事務局からまとめて回答をお願いしたいと思います。

○栗原保育政策課長　保育政策課長でございます。多岐にわたる、また深い御意見ありがとうございました。

幾つかお答えさせていただきたいと思います。

まずこども誰でも通園制度でございますが、まずは単価につきまして、基本的なしっかりと運営ができるような単価設定をという御意見をたくさんいただいたと承知しておりま

す。また、例えば面談の関係なども、しっかりと評価をという御意見もいただいたと承知しております。今後、予算編成過程の中でこれらは定めていくことになりますけれども、私どもも頑張って、しっかりとした単価を設定できるように、また、加算も充実を考えておりますので、現場がしっかりと動けるようなものにしていきたいと考えております。

また、広報につきましては、これもまだ十分届いていないということで、いただいたポイントとしては、そういう広報をするためにしっかりとしたツールを用意すべきだということと、徳倉委員からもいただきましたけれども、いろいろな機会があるので、そういう機会をしっかり捉えて、うまく使っていくようにという御指摘をいただいたと思っております。こういう視点も踏まえながら、まずは４月までという時間がないところですけれども、ここもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それから、公定価格につきましては、大きく配置の改善と処遇改善についていただいたと承知しております。配置の改善につきましては、先ほど申し上げたとおりの部分に加えまして、今後どうするかというところは我々もあるべき配置基準は、なかなかこれも何があるべき配置基準だという設定も難しいところではございますけれども、そういった中でエビデンスも集めながら、どういうものが今後の我が国の人材不足も含めて、そういうところも踏まえた上で、また保育の質もしっかり考えた上で、あるべき配置基準なのかというのを今、調査研究も進めているところですので、次の政策としてはそこを踏まえた対応をしっかり行っていきたいと考えております。

また、処遇改善につきましては、かなり大きなものを他の社会保障分野と比べても保育の分野はさせていただいている中ではございますが、御指摘がありましたとおりまだまだ足りないという部分、全産業平均と比べるとまだまだ差があるという状況もございますので、ここも引き続きしっかり取り組んでまいります。

それから、予算の関係とかその他の部分でいただいた中では、人材確保についていただいたと承知しております。これは毎度いただいていると言うとあれですけれども、戸巻委員からも、現場の方のニーズというか意識をしっかりと確認すべしというところをいただいておりまして、今年度も実は調査研究を立ち上げる中で、そういったところもしっかり潜在保育士の意識なども確認して取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

また、保育士・保育所支援センター、10月１日に改正法が施行されまして、各自治体に設置をされて、しっかりとそれを運営していくということになっておりますけれども、基本は保育士でございますけれども、やはり保育所等で必要な人材を全体的に見ていけるような取組をしていただきたいということも考えておりまして、年度末までにガイドラインをつくることにしておりますので、こういった中でもしっかりとそういう視点も盛り込んでいきたいと考えております。

その他、不適切保育への取組、これも虐待の通報の対応というのが10月１日に施行されておりますので、調査研究も組んでいきますので、仕組みをつくって終わりではなくて、その現場のいろいろな知見を踏まえて、制度もそうですし、現場も改善していけるような

取組を進めていきたいと考えております。

また、待機児童のカウントの話も普光院さんからいただきました。確かに数的に減ったからもうこれで終わりという世界とは思っておりませんで、重要なのは、希望する園に可能な限り皆さんが入れることということで、自治体のほうにも利用調整とか、必要であればしっかりとした施設整備に取り組んでいただきたいということで、量の問題は終わりではなくて、ここはきめ細かに見ていくということで、量の問題というのもしっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○横田成育基盤企画課長　次に、成育基盤企画課長の横田と申します。お答えさせていただきます。

まず、戸巻委員、北野委員、高橋委員から、どのようなこどもたちを今後育てていくのか、どのような遊びを例えば異常気象の中でも保障していくのか、評価をどうしていくのかといった御意見をいただきました。

これにつきましては、今週の水曜日から、文部科学省と連携して、中教審・こども家庭審議会の下に設置されます幼児教育ワーキンググループ・保育専門委員会の合同開催において、しっかりと議論を進めていきたいと考えております。

また、北野先生からも、現場の声を踏まえてというお話がありましたけれども、初回から団体ヒアリングなども実施をいたしまして、現場の声を踏まえた丁寧な審議というものを進めていきたいと考えております。

また、加藤委員、石田委員から、第三者評価事業につきましても御質問いただきました。こちらにつきましては、福祉サービス第三者評価ということで、福祉事業においての第三者評価を念頭に置いたものではございますけれども、しかし、３要領・指針の内容、ねらいの整合性が図られてきておりまして、実践の改善という視点もかなり共有できるようになってきていると考えております。国研の質評価スケールも幼児教育施設において活用できるものを今、開発中であると承知をしております。ですので、この事業につきましては、保育所等における第三者評価でありますけれども、幼稚園等におきましても参考になるような内容にしていきたいと考えております。そのような方向でも検討を進めていけたらと思っております。

最後に、ミドルリーダーに関しても石田委員から御意見等をいただきました。これにつきましては、中堅層の先生方がそれまでの経験やノウハウに基づいて御活躍いただけるようにということで、まさにそのとおりであると考えております。保育の質を下支えいただけるような形で、事業の内容の充実を図っていけるように、なるべく現場や自治体のニーズに沿った形で活用できるように、今後も検討していきたいと考えております。

○西川総務課長　最後に一言だけ失礼します。

本日、その他の放課後の関係、児童館の関係、産後ケアですとか妊婦に対する相談支援、不妊治療に関すること、また経済団体の委員の皆様方からは、事業主拠出金の在り方につ

いてしっかりと団体の御意見を踏まえること等々、いろいろと御意見をいただきましたので、これらもしっかりと踏まえて取り組んでまいりたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○栗原保育政策課長　最後に、病児保育の予算に関する御指摘をいただいた部分をお答えさせていただきたいと思います。

予算の資料の30ページの病児保育事業の概算要求の資料に関してだと理解しておりますけれども、事業の中身の話になりますが、来年度に向けて、基本分単価改善分というところがございまして、ここは今、一定の要件を満たさないと取っていただけない形になっていますけれども、この一定の要件の中に広域利用という視点を入れさせていただいて、その要件を満たすと取れるようになると。幾つか要件がある中の一つに要件を追加させていただくという提案ということでございます。

過去のもう既に取り組んでいる部分はやったことになるのかと、その要件でカウントされるのかされないのかという御指摘だったと思いますけれども、ここは過去であろうが何であろうが、必要な要件を満たした場合には取得できるようにしたいと考えているところでございます。

あと、単価のところは、令和７年度補助基準額となっていますけれども、概算要求の時点でここの部分の数字がそろわなかったものですから令和７年度の数字を入れさせていただいておりますけれども、例年、補助基準額につきましては、先ほど様々な御指摘がありましたけれども、全体の賃金動向なども踏まえまして、必要があればそれを増やした形で要求もさせていただいていますし、病児保育につきましては、予算編成過程で最終的に調整をしていく中でそこを整えていきたいと考えているところでございます。

○中村成育局長　ありがとうございました。２点ほど追加します。

１つは奥山委員からありました若者の関係で、いろいろやるのはすごくいいのだけれども、官房と成育局と支援局と、横串ができていないのではないかという御指摘をいただきました。今日お配りした資料は、事業ごとのパワポを全部作ったものですけれども、確かにそういう面がありまして、また別途お示ししようと思います。この１ページ目、２ページ目とかです。若者施策で全体像が見えていないということで、こういった資料も併せて作っておりますので、各局ばらばらにならないようにぜひやっていきたいと思います。

これは若者だけではなくて、実はもうちょっと下のこどもそうで、我々成育局の中もいろいろな課がありますし、支援局もありますし、また官房のほうで声を聴くみたいなのがあるのですが、対象になっているこどもは一つの存在ですので、きめ細かく各部局で見ることも大事なのですけれども、ぜひ我々のほうも縦割りにならずに、特に成育局と支援局などで連携は今以上に取っていきたいと思っております。

あと、山内委員からEBPMの関係で出生率の話がございました。出生率の低下というのは我が国の非常に重要な課題であって、これをどうしていくのかというのはこども家庭庁だけではなくて政府全体の課題だと思っています。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援等分科会」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate）からご覧いただけます

一方で、前回、御説明を補足させていただいたかもしれませんけれども、出生率はすごく大事なのですが、出生率のみとなってしまうと、こども家庭庁がやっている仕事の一面だけになってしまうところがありまして、出生率というのは基本的に将来生まれるこどもの数の減少に歯止めをかけるという仕事、これはすごく大事なのですけれども、一方で、今生きているこどもたちのウェルフェアをどうしていくのかということも両方大事で、その両者のバランスを取っていくということがこども家庭庁の大事なミッションだと思っていまして、山内委員の御指摘は全くそのとおりなのですけれども、それに加えてそういう視点もあるということを最後に付け加えさせていただきます。

ありがとうございました。

○鈴木分科会長　ありがとうございました。

御丁寧な説明、本当にありがとうございました。

それでは、本日の議論を踏まえて、改正作業の検討を事務局におかれましては進めていただければと思います。

以上をもちまして、本日の議事は終了にしたいと思います。

皆様、長時間にわたりありがとうございました。